

専門日本語研修（文化・学術専門家）申請要領

令和6年度用 [KC-G 2024]



JAPAN FOUNDATION
国際交流基金

1 趣旨

専門業務及び研究活動を円滑に遂行する上で日本語能力を必要とする専門家（研究者、大学院生、図書館司書、博物館・美術館学芸員等）の日本語学習を支援するため、関西国際センターにおいて、各専門業務の特色に配慮したカリキュラムにより、実用的な日本語能力を身につける研修を実施します（令和6年度は6か月のコースのみ）。

2 研修概要

- (1) 実施期間：2024年9月下旬～2025年3月下旬
- (2) 研修場所：国際交流基金（JF）関西国際センター（大阪府泉南郡田尻町）
- (3) 研修内容：

研修期間中に自主的に専門家へのインタビューや関連機関への訪問を企画したり、専門資料の収集と読解などを体験しながら、情報の交換・収集・発信のための日本語スキルの習得を目指します。教室内で日本語を学ぶだけでなく、専門活動に集中する期間も設定されているので、参加者は明確なテーマを持って自主的に計画を立てて活動することが求められます。研修の最後には、日本語学習および専門活動の成果として、自身の研究テーマを報告する発表会があります。

- ※ なお、この研修は、研究活動や専門業務に必要な日本語能力を養成するものであり、各専門分野の教育を行うものではありません。また、原則として全ての授業に参加しなければなりません。

3 申請資格

申請者は以下に掲げる要件を全て満たしている必要があります。

- (1) 自己の専門業務又は専門の研究活動を遂行する上で日本語能力を必要としており、次のア又はイに該当する者。
 - ア 研修開始時点において、日本以外の国・地域の所属機関と雇用関係にあり、帰国後も当該機関に引き続き勤務することが予定されている者であって、次の（ア）～（工）のいずれかに該当する者。
 - （ア）大学・研究所等の高等教育機関又は研究機関において教員（講師、助手等）、研究員等の身分を有して研究活動を行っている者。
 - （イ）公的機関（官庁、シンクタンク等を含む）において専門的な研究業務に従事している者。
 - （ウ）高等教育機関・研究機関、文化交流機関又は公共図書館等において常勤で司書の業務に従事している者。
 - （エ）博物館・美術館等において常勤で学芸員等の業務に従事している者で、日本を含む国際交流業務に携わる者。

- イ 申請時点及び研修開始時点において、日本以外の国・地域で大学院修士課程若しくは博士課程に正規生として在籍し（学位取得資格がない聴講生・研究生等は除く）、日本に関係のある内容で修士論文又は博士論文を執筆する予定であること。
- (2) 本研修参加に関し、申請者の所属機関の責任者の了承が得られること。
 - (3) 研究分野が、日本をその対象に含む社会科学又は人文科学であること。ただし、自然科学や応用科学との学際分野を含む。
 - (4) 日本に関連する明確な研究テーマ又は活動テーマを持ち、その成果を発表する予定があること。
 - (5) 日本と国交のある国の国籍を有すること。
※ 台湾の方も申請可能です。
 - (6) 日本の義務教育を3年以上受けていないこと。
 - (7) 心身ともに研修プログラムへの参加に支障がない状態であること。
 - (8) 申請時点で日本語能力試験 N4 又は旧日本語能力試験 3 級程度以上の日本語能力、JF 日本語教育スタンダードでは A2 レベル程度以上の日本語能力を有していること（日本語能力試験の各レベルの認定の目安は日本語能力試験公式ウェブサイトの「N1～N5：認定の目安」<https://www.jlpt.jp/about/levelsummary.html> を、JF 日本語教育スタンダードについては<https://jfstandard.jp/jpf.go.jp> を参照）。
 - (9) 2023 年 11 月 30 日より逆算して過去 5 年以内に、JF 日本語国際センターの研修に参加していないこと。
 - (10) 過去に関西国際センターの「司書日本語研修」、「研究者・大学院生日本語研修」、又は「専門日本語研修（文化・学術専門家）」に参加していないこと。
※ ただし、2023 年 11 月 30 日より逆算して 5 年以上前に終了した 2 か月コース又は 4 か月コースに参加した者が、新たに申請する場合を除く。
 - (11) 研修期間中に日本の教育機関への留学、他の日本で行われる研修への参加又は日本での就労若しくは他の滞在目的活動を行う予定がないこと。

4 JF 負担経費

- (1) 宿舍（関西国際センター内のシングルルーム）
- (2) 研修期間中の食事（一部現金支給）
- (3) 研修旅行諸経費の一部
- (4) 教材費
- (5) 研修参加に必要な期間中の疾病及び傷害に対する海外旅行保険の付与（補償額の上限あり。既往症や歯科治療等は当該保険の適用対象外）。国民健康保険に加入。
- (6) 研修の授業料
- (7) 上記に加え、次に掲げる地域に所在する国の国籍を有し、研修開始時かつ申請時に対象地域に居住する者には、往復航空券（エコノミークラス割引運賃、居住地最寄り空港～関西国際空港間）、出国税・空港利用税及び研修補助費（来日中の自主研修に必要な公共交通機関の交通費等の一部を現物で支給）。

アジア・大洋州地域（韓国、台湾、シンガポール、ブルネイ、オーストラリア、クック、ニュージーランドを除く。中国・香港は英国 BNO 旅券及び香港 SAR 旅券保持者を、中国・マカオはマ

カオ SAR 旅券保持者を、それぞれ**除く**)、中南米地域 (アンティグア・バーブーダ、セントクリストファー・ネイビス、トリニダード・トバゴ、バハマ、バルバドス、ウルグアイ、チリを**除く**)、東欧地域 (エストニア、クロアチア、スロバキア、スロベニア、チェコ、ハンガリー、ブルガリア、ポーランド、ラトビア、リトアニア、ルーマニア、ロシアを**除く**)、中東・北アフリカ地域 (アラブ首長国連邦、イスラエル、オマーン、カタール、クウェート、サウジアラビア、バーレーンを**除く**)、アフリカ地域 (セーシェルを**除く**)

5 選考方針

申請者の日本語能力、日本語研修の必要性、研究・業務の業績及び内容、将来性、専門日本語能力習得の可能性等を総合的に勘案し、採否を決定します。

また以下のような申請者は優先度が高くなります。

- (1) 現職の専門家で、優れた業績を持つ申請者。
- (2) 大学院生については、修士課程在籍者よりも博士課程在籍者。
- (3) 明確な研究テーマを持ち、訪日の必要性が高いと判断される申請者。専門活動を進めながらの日本語学習が期待されているため、より高度な専門性を有し、専門活動が自主的に進められると判断される申請者。
- (4) 波及効果の観点から、各国・地域における主要な高等教育機関及び研究機関、若しくは公的機関に所属する専門家。
- (5) 申請の時点で、満 39 歳以下の者。

6 申請手続

(1) 締切

2023 年 11 月 30 日 13 時 (日本時間)

(2) 申請方法

ア 申請書類を次のページからダウンロードします。

<https://www.jpf.go.jp/j/program/japanese.html>

イ 本申請要領及び申請書類作成ガイドに従い、申請書類を作成します。

ウ すべての申請書類を完成後、公募申請サイトにアップロードします。

公募申請サイト：<https://www.apply.jpf.go.jp>

※ 公募申請サイトで操作手順書をご覧ください。

エ 推薦書、日本語能力評価用紙については、公募申請サイトで関係者提出書類アップロード用 URL を発行し、推薦者等に提出を依頼してください。

(3) 結果通知

2024 年 4 月下旬

(4) 採否理由等についてのお問合せには一切応じられませんので、ご了承ください。

7 参考情報

令和 5 (2023) 年度採用実績 採用 17 人 / 申請 38 人

2 か月コース：8 名 (見込み)

5 か月コース：9 名

8 同意事項

本プログラムに申請した者は、以下の事項に同意したものとみなします。

(1) 研修参加者の義務

研修参加者は以下の条件を守らなければなりません。

ア 日本滞在中は日本国法令を守ること。

イ 研修に専念し、日本滞在を他の目的（宗教的あるいは政治的目的等）に利用しないこと。

ウ 日本の法令により在留資格上認められない行為・活動を行わない。またいかなる就業行為も行わないこと。

エ 集団での研修に参加することを前提に招へいされたことを理解し、関西国際センターの指示に従って、全ての研修活動に参加すること。

オ 原則として、研修期間の開始より前に来日しないこと。

カ 4(7)により往復航空券等の支給を受ける対象者は、来日及び帰国時に私的な理由により、第三国へ立ち寄らないこと。

キ 関西国際センターが滞在延長を許可した場合を除き、研修期間が終わり次第、直ちに帰国すること。

ク 本研修プログラムの対象者は採用者本人のみであることを理解し、本人以外の者を参加させないこと。

ケ 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成十年法律第百十四号）に規定する感染症に感染した場合はただちにセンターに報告すること。

コ センター又は公的機関から感染症対策等、公衆衛生上の指示、要請又は措置等を受けたときは、これに従うこと。

(2) 事業に関する情報の公開

ア 採用された場合、申請者・団体の名称、事業の概要等の情報は、JF の事業実績、年報、ウェブサイト等において公表されます。

イ 「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成 13 年法律第 140 号）に基づく開示請求が JF に対してなされた場合には、同法に定める不開示情報を除き、提出された申請書類は開示されます。

(3) 個人情報の取扱い

ア 適用法の遵守

JF は、適用を受ける限りにおいて「個人情報の保護に関する法律」（平成 15 年法律第 57 号）（以下「法」という。）、関連する政省令、及び個人情報保護委員会又は同委員会が権限を委任した機関が定める各種ガイドラインのほか、「EU 一般データ保護規則（以下「GDPR」という。）」、「中華人民共和国個人情報保護法」及び関連法令（以下「中国法」という。）、その他各国・地域等の個人情報保護にかかわる法律を遵守し、個人情報を取り扱う際には、適正な収集・利用・管理を行います。JF の個人情報保護への取組（プライバシーポリシー）については、以下のウェブサイトをご覧ください。

（法関連）（和） <https://www.jpff.go.jp/j/privacy/> （英） <https://www.jpff.go.jp/e/privacy/>

（GDPR 関連） <https://www.jpff.go.jp/e/privacy/index.html#gdrp>

（中国法関連） https://www.jpfbj.cn/jp/personal_information/

イ 個人情報の取得

JF は、申請者から、申請書・添付書類、及び事業報告書・成果物等（以下「事業資料」とい

う。)を通じて、以下の個人情報（以下「個人情報」という。）を取得することがあります。また、JF は、一般に公開されたウェブサイトを通じて申請者の個人情報を取得することがあります。

【申請者に関する基礎的な情報】

氏名、生年月日、国籍、永住権、性別、勤務先、職業及び職務、自宅住所、郵便番号、電話番号（携帯電話を含む）、FAX 番号、E メールアドレス、ID 番号、パスポート番号、本プログラムにおいて又は本プログラム前に撮影された写真等

【申請者の経歴や能力に関する情報】

履歴書（学歴及び職歴を含む）、主な業績、外国語能力、国外居留歴、国外居留計画及び居留期間の連絡先等

【申請者のセンシティブデータ】

既往症、健康診断結果、その他健康に関する情報、銀行口座情報等の個人データ

ウ 個人情報の利用目的・利用期間

(ア) JF は、申請者から取得した個人情報を、当該申請者による同意に基づき、採否審査、採否結果通知、事業実施、事後評価、採用者に対する諸連絡その他一切の申請者及び採用者管理の目的（以下「利用目的」という。）のために利用します。

(イ) 申請者の氏名、性別、職業・肩書、所属先、事業期間、事業内容等の情報は、JF の事業の適正かつ円滑な運営のために、JF の事業実績、年報、ウェブサイト等の公表資料への掲載、統計資料作成、今後の JF 事業の策定に利用されます。

(ウ) (イ)の情報に加え、申請者の連絡先（住所、E メールアドレス、電話番号）は、事業終了後に本件事業に関するフォローアップのためのアンケート依頼、他の JF 事業についてのご連絡、今後の JF 事業策定のための情報提供依頼等のために利用されます。

(エ) JF は、上記の利用目的達成に必要な期間、申請者の個人情報を取り扱います。

エ 個人情報の提供

(ア) JF は、申請者から取得した個人情報を必要最低限の範囲で以下の機関等に提供することがあります。提供先には、個人情報の安全確保のための措置を講じていただくようにしています。

- a 日本国在外公館（大使館・総領事館等）及び日本国外務省（査証手配、安全管理上の対応、事業の実施支援等のため）
- b 航空会社、保険会社及びその代理店等（海外旅行傷害保険加入等のため）
- c 外部有識者等の評価者（採否審査、事後評価等のため）
- d 報道機関や他団体（事業の広報のため）
- e その他事業の必要性に応じて情報を受領するその他団体又は個人

(イ) JF は、申請者の健康診断結果や健康情報を、出入国手続き、海外旅行保険への加入及びその請求、出入国後の健康管理や安全管理のために、医療機関や医療従事者、保険会社、研修協力機関又は個人（ホストファミリーを含む）、関係官庁に提供することがあります。

(ウ) JF は、行政機関、他の独立行政法人、地方公共団体又は地方独立行政法人（以下「行政機関等」という。）が法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で利用する場合で、かつ、その利用に相当な理由のある場合、申請者から取得した個人情報を、行政機関等に対し提供する等、法第 69 条第 2 項に基づき、上記に記載する利用目的以外の目的の

ために利用又は提供することがあります。

オ 個人情報の越境移転

(ア) JF は、申請者から取得した個人情報を、上記の利用目的のため、JF 本部を含む日本その他の国又は地域にある拠点に移転して取り扱うことがあります。JF は、当該国又は地域において、個人情報を適切に管理します。

(イ) 前項に定める場合のほか、JF は、事業の必要性に応じて、法令に定められた条件を満たす場合にのみ、申請者から取得した個人情報を、上記の利用目的のため、日本その他の国又は地域にある必要な団体又は個人に提供することがあります。

カ 個人情報の安全管理

JF は、適切な安全管理対策と管理手段を講じて、申請者の個人情報に対する不正アクセスや漏えいの防止に努めます。

キ 申請者の個人情報に係る権利

申請者は、法、GDPR、中国法その他各国・地域等の個人情報保護にかかわる法律が適用される限りにおいて、自らの個人情報へのアクセス、不正確な個人情報の訂正、個人情報の利用停止等の権利を有します。

ク 個人情報の取扱いに対する異議申立て

申請者は、JF における個人情報の取扱いに不満がある場合には、適用を受ける法令で認められる限りにおいて、JF に対して異議を述べることができます。また、申請者は、適用を受ける法令に従い、申請者の属する国の個人情報保護を管轄する当局に対して異議申立てをすることができます。

ケ 事業関係者の個人情報

申請者から提出を受けた申請者以外の事業関係者の個人情報についても、上記ア～クの取扱いとなりますので、申請者より事業関係者に事前にご説明の上、同意を得ていただくようお願いいたします。

コ 連絡窓口

本「個人情報の取扱い」に係るご意見・疑問点等は、「9 問合せ先」記載の連絡先にお寄せください。

サ 同意の撤回

申請者は、本「個人情報の取扱い」への同意をいつでも撤回する権利があります。同意の撤回は、撤回前の個人情報の取扱いの適法性に影響を与えるものではありません。また、同意しない場合、又は同意を撤回した場合には、JF から必要な情報・サービスの提供を受けることができなくなる可能性があります。

9 問合せ先

(1) 海外

JF 海外事務所一覧：<https://www.jpff.go.jp/j/world/index.html>

JF 海外事務所が所在しない国においては、日本国在外公館（大使館・総領事館等）にご連絡ください。

日本国在外公館一覧：<https://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/zaigai/list/index.html>

(2) 日本国内

独立行政法人国際交流基金 関西国際センター 教育事業チーム
〒598-0093 大阪府泉南郡田尻町りんくうポート北3-14
Tel. +81-72-490-2600 Fax. +81-72-490-2800
E-mail: jpf-kansai@jpf.go.jp

※ 申請要領は以上です。申請書類作成ガイドに続きます。

申請書類作成ガイド

1 提出書類一覧

<input checked="" type="checkbox"/>	名称	様式	要否
	申請書	指定 (PDF)	必須
	志望理由書	指定 (PDF/Word)	必須
	所属機関資料 (司書・学芸員のみ) ※	指定 (PDF/Word)	(必須)
	申請者略歴※	指定 (PDF/Word)	必須
	申請者言語能力情報記入用紙	指定 (PDF/Word)	必須
	研究業績写し 候補者が大学院生の場合、学部及び大学院の成績証明書でも可。候補者が司書の場合、業務に関連する報告書、蔵書目録作成やシステム開発に関する業務業績等でも可。	自由 (PDF)	必須

※ 所属機関資料及び申請者略歴は身分によって用紙が異なります。申請書で選択した身分に応じた用紙に記入してください。「司書」または「学芸員」の方で「研究者」または「大学院生」を重複選択した場合は、「司書用」または「学芸員用」に記入ください。

2 関係者提出書類一覧

<input checked="" type="checkbox"/>	名称	様式	要否
	推薦書 (2 通)	指定 (PDF/Word)	必須
	日本語能力評価書	指定 (PDF/Word)	必須

3 申請書記入要領

※ 必ず Adobe Acrobat Reader で入力してください。他のアプリケーションでは正しく動作しません。「原語」の指示があるところ以外は日本語又は英語で記入してください。